

## 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所事務決裁規程

(平成29年4月1日規程第7号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、理事長の権限に属する事務の代決、専決等に関して必要な事項を定める。

### (用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代決 理事長、理事長の職務の代理者、理事長の権限の受任者又は専決権限を有する者等（以下「決裁責任者」という。）が決裁すべき事務につき、一時当該決裁責任者に代わつて決裁することをいう。
- (2) 専決 常時、理事長又は理事長の権限の受任者に代わつて決裁することをいう。
- (3) ゼネラルマネージャー 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の組織及び職制等に関する規程（以下、「組織規程」という。）第9条第3項に規定するゼネラルマネージャーをいう。
- (4) サブゼネラルマネージャー 組織規程第9条第5項に規定するサブゼネラルマネージャーをいう。
- (5) マネージャー 組織規程第9条第6項に規定するマネージャーをいう。
- (6) グループリーダー 組織規程第9条第6項から第8項まで及び第11項に規定する職にあるもののうち、組織規程第8条の2により設けられた細部組織（以下「細部組織」という。）のうち、グループに相当する組織の総括を命じられたものをいう。
- (7) 総務部ゼネラルマネージャー ゼネラルマネージャーのうち、組織規程第5条に定める総務部の事務の掌理するものをいう。
- (8) 担当ゼネラルマネージャー 組織規程第9条第4項に規定する担当ゼネラルマネージャーをいう。
- (9) 総務部サブゼネラルマネージャー 総務部のサブゼネラルマネージャーをいう。
- (10) 総務マネージャー 総務部に設置された細部組織のうち、職員の人事、給与等に関する事務を所管する課相当ものの事務を掌理するマネージャーをいう。

### (事務の代決)

第3条 理事長が不在のときは、副理事長がその事務を代決する。

- 2 理事長及び副理事長ともに不在のときは、その事務を分掌する部を担任する理事がその事務を代決する。
- 3 理事長、副理事長及び理事ともに不在のときは、理事がその事務を代決する。
- 4 理事長、副理事長及び理事のいずれも不在のときは、総務部ゼネラルマネージャーがその事務を代決する。
- 5 総務部ゼネラルマネージャーが不在のときは、事務代理者としてあらかじめ総務部ゼネラルマネージャーが指定したゼネラルマネージャーがその事務を代決する。
- 6 ゼネラルマネージャーが不在のときは、サブゼネラルマネージャー又はゼネラルマネージャーの事務代理者（ゼネラルマネージャーの職務代理を命ぜられた者をいう。）が、その事務を代決する。

### (代決の制限)

第4条 前条の代決は、急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁責任者の指示を受けたものに限る。

### (後閲)

第5条 代決した事務については、すみやかに当該事務の決裁責任者の後閲を受けるものとする。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

(委任事務等についての指示)

第6条 この規程により委任した事務又は専決する事務のうち重要又は異例と認められる事項については、理事長の指示を受けて処理しなければならない。

(理事長の決裁事項)

第7条 理事長は、法人の定款に定める理事会の議決を要する次条に定める他の役員及び職員の専決事項となっている事項を除き、別表に掲げる事項をはじめ、法人の運営に関する全ての事項を決裁する。

2 理事長の決裁を要する事項は、副理事長を経由しなければならない。

(副理事長の専決事項)

第8条 副理事長は、理事長が決裁すべき事務のうち適当と認めるものを専決することができるほか、別表の副理事長の専決事項となっている事項を専決することができる。

(理事等の専決事項)

第9条 理事、総務部ゼネラルマネージャー、ゼネラルマネージャー、担当ゼネラルマネージャー、サブゼネラルマネージャーは、別表に定める事務を専決することができる。

(総務部サブゼネラルマネージャー及び総務マネージャーの専決)

第10条 総務部サブゼネラルマネージャー及び総務マネージャーは、前条の総務部ゼネラルマネージャー専決事項のうち、総務部ゼネラルマネージャーが指定した事務を専決することができる。

(マネージャー、グループリーダーの専決)

第11条 サブゼネラルマネージャー、マネージャー及びグループリーダーは、第9条のゼネラルマネージャー専決事項のうち、ゼネラルマネージャーが指定した事務を専決することができる。

(類推による専決)

第12条 この規程に規定されていない事項であっても事務の内容により専決することが適当であると認められるものについては、この規程に準じて専決することができる。

(報告)

第13条 専決事務のうち別に定めるものについては、処理後、副理事長、理事及び総務部ゼネラルマネージャーは理事長に、ゼネラルマネージャー及び担当ゼネラルマネージャーは総務部ゼネラルマネージャーに報告しなければならない。

(実施細目)

第14条 この規程に定めるもののほか、理事長の権限に属する専決等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。